

(精神科訪問看護基本療養費)

		全額負担	3割負担	2割負担	1割負担
精神科基本療養費Ⅰ					
週3日目まで	30分以上	5,550	1,670	1,100	560
	30分未満	4,250	1,280	850	430
週4日以上	30分以上	6,550	1,970	1,310	660
	30分未満	5,100	1,530	1,020	510
精神科基本療養費Ⅲ(2人まで)					
週3日目まで	30分以上	5,550	1,670	1,100	560
	30分未満	4,250	1,280	850	430
週4日以上	30分以上	6,550	1,970	1,310	660
	30分未満	5,100	1,530	1,020	510
精神科基本療養費Ⅲ(3人以上)					
週3日目まで	30分以上	2,780	830	560	280
	30分未満	2,130	640	430	210
週4日以上	30分以上	3,280	980	660	330
	30分未満	2,550	770	510	255
精神科基本療養費Ⅳ(外泊中)		8,500	2,550	1,700	850
訪問看護管理療養費	初日	7,670	2,300	1,530	770
訪問看護管理療養費1	2日目以降1日につき	3,000	900	600	300
訪問看護管理療養費2	2日目以降1日につき	2,500	750	500	250

訪問看護管理療養費1の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること。

訪問看護管理療養費2の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であること又は当該割合が7割未満であって上記のイ若しくはロのいずれにも該当しないこと。

(その他の加算)

早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)		2,100	630	410	210
深夜加算(22時～6時)		4,200	1,260	840	420
複数名精神科訪問加算 (看護師・作業療法士)	同一建物2人まで	4,500	1,350	900	450
	同一建物の3人以上	4,000	1,200	800	400
複数名精神科訪問加算 (臨床心理士・精神保健福祉士など)	同一建物2人まで	3,000	900	600	300
	同一建物の3人以上	2,700	810	540	270
24時間対応体制加算	注1)	6,800	2,040	1,360	680
	注2)	6,520	1,960	1,300	650
長時間精神科訪問加算		5,200	1,560	1,040	520
精神科緊急時訪問加算	月14日目まで	2,650	800	530	270
	月15日目以降	2,000	600	400	200
精神科重症患者支援管理連携加算	注3)	8,400	2,520	1,640	840
	注4)	5,800	1,740	1,160	580
退院支援指導加算		6,000	1,800	1,200	600
退院支援指導加算(長時間)		8,400	2,520	1,680	840
在宅患者連携指導加算		3,000	900	600	300
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	600	400	200
精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500	1,350	900	450
	1日2回(同一建物に3人以上)	4,000	1,200	800	400
	1日3回	8,000	2,400	1,600	800
	1日2回(同一建物に3人以上)	7,200	2,160	1,440	720
精神科複数回訪問加算(1日3回以上)		8,000	2,400	1,600	800
訪問看護診療情報提供療養費1・2・3		1,500	450	300	150
退院時共同指導加算		8,000	2,400	1,600	800
看護・介護職員連携強化加算		2,500	750	500	250
訪問看護医療DX情報活用加算		50	20	10	10
訪問看護ベースアップ評価料(I)		780	230	160	80

(単位：円)

注1) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合

注2) 注1以外の場合

注3) 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合

注4) 別に厚生労働大臣が定める患者の場合

※診療報酬改定により金額は変動します。

※自立支援医療(精神通院)のご利用の方は、月額上限額までのご請求となります。